

8, 各種保険について



Q40

正社員ではないのですが、健康保険・厚生年金保険に加入できますか？



A40

一定の要件を満たせば加入することになります。
週の所定労働時間および月の所定労働日数が正社員の4分の3以上であれば、原則、健康保険・厚生年金保険の加入対象です。
従業員数51人以上の企業では、週20時間以上、月額賃金8.8万円以上などの要件を満たせば社会保険の加入対象となります。
派遣労働者は、派遣元の会社で社会保険に加入します。



Q41

ダブルワークをしています。社会保険はどちらの会社で加入しますか？



A41

同時に2か所以上の事業所で勤務する場合、それぞれの事業所ごとに加入要件を満たしているか等を判断されます。
両方の事業所で加入要件を満たした場合、いずれか1つの事業所を主たる事業所として選択し、日本年金機構への届出が必要です。健康保険組合に加入する事業所を選択する場合は、健康保険組合への届出も必要です。
健康保険は、選択した事業所で資格情報が登録されます。
なお、雇用保険については、生計を維持するための主たる賃金を受け取る会社でのみ加入します。



Q42

病気で会社を休んでいます。手当はありますか？



A42

健康保険に加入していれば、仕事とは関係のない病気やケガで3日以上働けない日が続き、会社から給料が支払われない場合は、4日目以降から傷病手当金という生活を保障するためのお金を受け取ることができます。
金額はおおむね平均標準報酬月額額の3分の2程度です。期間は原則、初めて受け取った日から通算1年6か月までの間で病気やケガが治るまで(症状固定状態を含む)と決められています。
退職後も病気やケガが治っておらず、一定の要件を満たせば、引き続き1年6か月に達するまでは受給することができます。
なお、手続きには医師の診断書などが必要です。



Q43

仕事中にケガをしました。
治療費は自分で支払わなければなりませんか？



A43

労働者が、仕事や通勤が原因で病気やケガをした場合、無料で治療を受けることができる制度として**労災保険**があります。

労災保険は他の保険とは違い、会社が保険料を全額支払います。

労災のうち、業務災害と認められるには、仕事とケガ等との間に関係性(業務起因性)が必要です。また、通勤災害については、いつもと違う経路を使っていたときは認められない場合があります。



Q44

仕事が原因でメンタル不調になりました。
会社は労災だと認めてくれません。



A44

メンタル不調も、労働基準監督署により仕事が原因であると認められれば労災となります。厚生労働省の定める「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づき、以下の点を総合的に判断されます。

- 対象疾病を発病していること
- 発病から概ね6ヶ月以内に、業務による強い心理的負荷が認められること
- 業務外の心理的負荷や個体側要因による発病ではないこと

労災は、労働者が自ら労働基準監督署に申請できます。労働基準監督署が調査を行い、労災であると判断すれば、保険給付が受けられます。



Q45

退職後も健康保険を利用できますか？



A45

退職日の翌日から健康保険の被保険者ではなくなります。退職時に次のいずれかを選ぶことになります。

- ①再就職して健康保険等に参加(新しい勤務先に申請)
- ②健康保険の任意継続(従前の協会けんぽや健康保険組合に申請)
- ③働いている家族の勤務先で被扶養者として加入
- ④国民健康保険に参加(市区町村の窓口で申請)

また、厚生年金保険も、**退職日の翌日**から資格を喪失します。次のいずれかの手続きが必要です。

- ①再就職して厚生年金保険に参加(新しい勤務先に申請)
- ②働いている配偶者の勤務先で被扶養者として加入
- ③国民年金に参加(市区町村の窓口で申請)

退職後は、速やかに手続きを行いましょう。手続きが遅れると、無保険状態になったり、年金受給資格に影響が出たりする可能性があります。



健康保険・雇用保険について

【健康保険って？】

会社に勤務しているときは原則、健康保険に加入しています。保険料は会社と労働者で半分ずつ負担します。病院で治療を受けると、自分で支払うお金は治療費の3割です。

健康保険には、次のような種類があります。

①協会けんぽ（保険者は全国健康保険協会）

主に中小企業で働く従業員や被扶養者が加入しています。

②組合健保（保険者は健康保険組合）

主に大企業などでは、協会けんぽとは別に独自の健康保険組合を作り、国の保険事業を代行している場合があります。健康保険組合がある会社で働いている人や被扶養者はこれに加入しています。

また、個人事業主などは国民健康保険（保険者は各市町村または国民健康保険組合）に加入しています。

健康保険は自分で入るものですが、協会けんぽ又は組合健保の場合、働いている家族の被扶養者は保険料を納める必要はありません。ただし、年間収入が一定以下であるなどの要件を満たす必要があります。

【雇用保険って？】

労働者の生活・雇用の安定と、就職を促進させるための保険です。

労働者を一人でも雇っている会社は、雇用保険の適用事業所となり、原則、次の要件を満たす労働者を加入させなければなりません。

①1週間の所定労働時間が20時間以上

②1つの会社で31日以上働き続ける見込みがある

雇用保険の給付のうち、主なものに「失業等給付」があります。一定期間働いてから会社を退職し、再就職するまでの期間に、生活の安定や再就職を支援するための「基本手当」が給付されます。

基本手当を受け取るためには、原則、退職前の2年間に11日以上働いた月が12か月以上あることが必要です。ただし、解雇や雇止め、倒産などの会社都合で退職した場合、原則、退職前の1年間に11日以上働いた月が6か月以上あればよいことになっています。

なお、自己都合で退職した場合、基本手当を受け取ることができない期間があります（給付制限）。会社都合による退職の場合、給付制限はかかりません。また、公共職業訓練などを受講する場合は給付制限が解除される場合もあります。

基本手当の額や給付期間は、働いていた期間や賃金によって変わります。詳しくはお住いの住所地を担当するハローワークに確認してください。

基本手当を受け取る手続きは、次のとおりです。

①退職した会社が、退職日の翌日から10日以内に、ハローワークへ「資格喪失届」と「離職証明書」を届け出て、「離職票」を退職した人に渡す。

②退職した人は、「離職票」と必要書類を持ってハローワークに行き、「失業の認定」を受ける。